

証券コード 4553  
平成28年6月3日

株主各位

大阪府門真市新橋町2番11号  
**東和薬品株式会社**  
代表取締役社長 吉田逸郎

## 第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの平成28年熊本地震により被災されました株主の皆様へ、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日(木曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成28年6月24日(金曜日)午前10時

2. 場 所 大阪府門真市新橋町2番11号  
当社本店 2階会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項  
報告事項

- 第60期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第60期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 補欠監査役1名選任の件  
第3号議案 役員賞与支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(アドレス<http://www.towayakuhin.co.jp/>)

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和策等が実施されたことにより、円安による企業収益の改善とそれに伴う雇用情勢の改善が見られ、緩やかな景気回復基調で推移しました。年明けからは中国を始めとする新興国経済の先行き不透明感や国際情勢不安に起因する世界経済の下振れ懸念が発生し、安全資産とみられる円に需要が集まったことで円高傾向となり、国際的な資源価格の下落の影響も重なり、景気の先行きに対し慎重な見方が強くなりつつあります。

医療用医薬品業界では、ジェネリック医薬品の数量シェア目標(GE数量シェア目標)が平成25年4月に公表された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」では平成30年3月末までに60%となっておりましたが、平成27年6月に発表された「経済財政運営と改革の基本方針2015」(骨太方針2015)において、平成32年度の財政健全化に向け、平成29年央に70%以上、平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上と、GE数量シェア目標がより早期に、より高く見直され、ジェネリック医薬品産業の役割がこれまでに大きくくなりました。

ジェネリック医薬品業界では、平成26年4月の診療報酬改定において促進策が出されたDPC病院や保険薬局において、引き続きジェネリック医薬品の使用が拡大しました。一方、平成28年4月の診療報酬改定においては、新規に薬価収載されるジェネリック医薬品の薬価について、先発医薬品の薬価の0.6(10品目を超える内用薬は0.5)掛けから、0.5(10品目を超える内用薬は0.4)掛けへ引き下げられる大変厳しい環境の変化が決定されました。長期的な収益性が厳しくなる中、骨太方針2015で示されたGE数量シェア目標に対応できる生産能力を持ち、安定供給責任を果たすための体制づくりが各社で急務となっております。

当社グループにおいては、「信頼性のさらなる向上」を主要課題とする中期経営計画2015-2017を期初に策定し、安定供給体制の向上・東和式直販体制の確立・製品総合力No. 1の製品づくりにより、東和ブランドの確立に向け取り組んでおります。

安定供給体制に関しては、中期経営計画で75億錠の生産能力から125億錠の生産能力への増強を行うこととしていましたが、骨太方針2015に対応するため、140億錠の生産

能力への増強に変更しました。生産能力増強に加え、保管能力増強のために平成27年11月には東日本物流センターの移転準備に着手しており、平成28年3月には西日本物流センターの工事が完了するなど、流通面での安定供給確保にも対応しております。また、設備投資などの資金確保のため、平成27年7月23日（ロンドン時間）に2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を額面総額15,000百万円発行しました。

研究開発に関しては、東京大学が部局横断で全学部的に取り組む寄付講座に寄付を行い、「革新分子技術」総括寄付講座が開設され、飲みやすい薬の開発に役立つ原薬のコントロール技術の開発を手掛けております。

販売に関しては、通期で1,200百万円の計画で、平成27年6月にクロピドグレル錠を含む13成分21品目、同年12月には6成分11品目の新製品の販売を開始しました。

このような活動の結果、前連結会計年度に引き続き、DPC病院・保険薬局を主体として売上が増加しました。品目別では、消化性潰瘍用剤ランソプラゾールOD錠や高脂血症用剤ピタバスタチンOD錠など製剤付加価値の高い製品を中心に売上が順調に推移したことで、当連結会計年度の売上高は順調に推移し、ほぼ当初計画通りの、82,115百万円（前連結会計年度比14.9%増）となりました。

コスト面では、平成27年3月より当社グループである大地化成株式会社の原薬製造工場の稼働による減価償却費負担の増加などにより、売上原価率は前連結会計年度に比べて0.8ポイント上昇し悪化したものの、売上総利益は4,870百万円増加しました。販売費及び一般管理費については、付加価値製剤などを含む開発品目の増加に伴う研究開発費の増加、人件費の増加などにより、売上高に対する比率は前連結会計年度比1.2ポイント上昇し、37.4%となりました。その結果、営業利益は11,134百万円（同0.3%増）、経常利益は10,157百万円（同34.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,684百万円（同30.9%減）となりました。

経常利益以降の減益については、前連結会計年度に発生した円安に伴うデリバティブ評価益2,999百万円及び為替差益527百万円に対し、当連結会計年度は為替差益714百万円が発生しているものの、年明けからの急激な円高に伴いデリバティブ評価損2,280百万円が発生したことが主たる要因です。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において、医薬品生産能力の増強、研究開発能力の強化などを目的として、総額15,792百万円の設備投資を行いました。

当社の主な設備投資の内訳は、大阪工場727百万円、岡山工場6,498百万円、山形工場3,105百万円、研究所1,435百万円等であり、増加する生産数量に対応するための増改築や設備増強に加えて、付加価値製剤に対応する製造設備や研究開発用設備を導入しました。

- ③ 資金調達の状況  
当社グループは、当連結会計年度において、金融機関からの借入金により22,000百万円、2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行により額面総額15,000百万円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 57 期	第 58 期	第 59 期	第 60 期 (当連結会計年度)
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売 上 高	55,241	61,351	71,470	82,115
経 常 利 益	9,544	8,834	15,437	10,157
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,201	5,992	11,118	7,684
1株当たり当期純利益	364円87銭	352円61銭	654円20銭	462円57銭
総 資 産	89,705	103,318	121,187	156,851
純 資 産	55,610	60,147	70,048	70,605
1株当たり純資産額	3,272円11銭	3,539円07銭	4,121円66銭	4,304円37銭

(注) 第59期(平成27年3月期)の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の増加の主な要因は、営業外収益にデリバティブ評価益等を計上したことによるものであります。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 比 率 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ジェイドルフ製薬株式会社	40百万円	100%	医薬品の製造・販売
大地化成株式会社	50百万円	100%	医薬品原薬・中間体の 開発研究及び 製造・販売

#### (4) 対処すべき課題

少子高齢化が進み、医療保険のみならず国の財政運営に厳しさが増す中、平成32年度の財政黒字化を目的とした、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針2015）が平成27年6月30日に閣議決定されました。ジェネリック医薬品の数量シェア目標が、骨太方針2015により「平成29年央に70%以上とするとともに、平成30年度から平成32年度までの間のなるべく早い時期に80%以上」と、平成25年4月5日に厚生労働省から発表された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」による「平成30年3月末までに60%以上」から、より早期に、より高い、新たな数量シェア目標に変更されました。

平成27年度第3四半期時点ではジェネリック医薬品の数量シェアが56.1%（日本ジェネリック製薬協会調べ）であるため、80%に向け、これまで以上にジェネリック医薬品に対する使用促進が期待され、今後も需要は急速に拡大する見込みであるとともに、安定供給に対する責任がこれまでになく大きくなりました。

一方、ジェネリック医薬品の薬価に関しては、平成26年4月の薬価制度改革による既記載品薬価の3価格帯への集約や、平成28年度薬価制度見直しにより、新規に薬価収載されるジェネリック医薬品の薬価が先発医薬品薬価の0.6（10品目を超える内用薬は0.5）掛けから、0.5（10品目を超える内用薬は0.4）掛けに引き下げられる大変厳しい環境の変化もあります。

このように業界環境が大きく変化しておりますが、これまで確立してきた当社の「品質」「安定供給」「付加価値製剤」「適正価格販売」などに対する信頼性が引き続き当社の強みであることにはなんら変わりありません。価格帯の集約により価格以外の要素が重要視されるような競争環境に変化しつつあると認識しており、そのような環境においては当社の相対的な競争優位性が高まるものと考えます。当社は、これまで継続して取り組んできた信頼性を高めるための課題についてさらに深掘りし、信頼されるジェネリック医薬品メーカーとしてさらに飛躍していきたいと考えております。そのために、当社は以下の3点に取り組んでまいります。

- ・1点目は、「安定供給体制の向上」です。当社の安定供給体制は、原薬確保から製品配送に至るまでの原薬・生産・物流・営業の全てにおいて当社独自の仕組みを有しており、当社製品を安定して供給できる体制を構築しております。原薬においては、複数購買化（ダブルソース化）と大地化成株式会社による製造などの当社独自の調達体制を強化しています。生産においては、ジェネリック医薬品の需要増加に対応するため、国内3工場75億錠の生産能力を140億錠まで高める計画であり、引き続き国内3工場生産体制により災害時等でもバックアップ可能な体制を構築します。物流においては、東西物流

2 拠点体制により、顧客へ当社製品を安定的に供給できる体制の向上に努めます。営業においては、代理店と営業所による独自の東和式直販体制をさらに向上させることで、当社製品を医療機関や保険薬局などの取引先へ安定して供給できるように努めます。

- ・ 2 点目は、「東和式直販体制の確立」です。代理店との関係強化・共存共栄を図るとともに、代理店を補完し安定供給体制を向上させるため、営業所の新設を進め、当連結会計年度末時点で合計63ヶ所の営業所を有しています。今後は、これらの営業所による売上高への寄与を増大させます。また、ジェネリック医薬品の使用数量が急拡大する地域においては、取引先数の増加、売上の増加などに対応し、当該地域の営業効率を高めるために営業所を新設・拡張・移転します。
- ・ 3 点目は、「製品総合力No. 1の製品づくり」です。当社は、品揃えだけではなく、製品総合力でトップのジェネリック医薬品メーカーをめざします。当社の考える製品総合力とは、顧客視点による1つ1つの製品構成要素の品質とコストの総合力です。全品目の原薬、製剤技術・付加価値製剤、包装・表示、提供情報などについて見直し、将来にわたって使い続けられると思われる製剤については、原薬変更、製剤改良などを繰り返し、より完成度の高い製品を揃えていきます。そして、それぞれの製品の価値に見合った適正価格で提供します。

さらに、将来に向けた新たな取り組みとして、海外市場への展開に向けた調査活動を行っています。海外諸国において当社の付加価値製剤に対する潜在的ニーズを探索し、日本のものづくりと品質へのこだわりを訴求する予定です。海外での販売に関しては、市場性やリスクを考慮しながら現地法人との提携や協力関係などを探索する予定です。

また、バイオ後続品の調査や探索はこれまでも行ってきておりますが、中長期的な取り組みとして、バイオ後続品市場への参入に向けた事業展開の方向性について検討しています。

## (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、医療用医薬品の製造・販売を主な事業としております。

## (6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

	機 能	名 称	所 在 地
当 社	本 社	本 社	大 阪 府 門 真 市
		守 口 別 館	大 阪 府 守 口 市
		東 京 支 社	東 京 都 千 代 田 区
	研 究 所	中 央 研 究 所	大 阪 府 門 真 市
		製 剤 研 究 所	大 阪 府 門 真 市
		京 都 分 析 科 学 セ ン タ ー	京 都 府 京 都 市
		尼 崎 リ サ ー チ セ ン タ ー	兵 庫 県 尼 崎 市
	工 場	大 阪 工 場	大 阪 府 門 真 市
		岡 山 工 場	岡 山 県 勝 田 郡 勝 央 町
		山 形 工 場	山 形 県 上 山 市
	物 流 セ ン タ ー	西 日 本 物 流 セ ン タ ー	岡 山 県 勝 田 郡 勝 央 町
		東 日 本 物 流 セ ン タ ー	山 形 県 上 山 市
	営 業 所	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
他、全63営業所			
ジェイドルフ 製薬株式会社	本 社	本 社	滋 賀 県 甲 賀 市
	工 場	土 山 工 場	滋 賀 県 甲 賀 市
大 地 化 成 株 式 会 社	本 社	本 社	兵 庫 県 神 崎 郡 福 崎 町
	工 場	兵 庫 工 場	兵 庫 県 神 崎 郡 福 崎 町
		姫 路 工 場	兵 庫 県 姫 路 市



## (7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,203 (510) 名	143名増 (71名増)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,000 (510) 名	131名増 (71名増)	36.5歳	9.4年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	16,927 百万円
株式会社日本政策投資銀行	6,890 百万円
株式会社みずほ銀行	6,665 百万円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 49,000,000株
- ② 発行済株式の総数 17,172,000株
- ③ 株主数 6,694名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株)吉田事務所	6,700千株	40.84%
吉田逸郎	485千株	2.95%
東和薬品共栄会	442千株	2.69%
(有)吉田エステート	300千株	1.82%
メロンバンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント オムニバス ユーエス ペンション	274千株	1.67%
東和薬品社員持株会	249千株	1.51%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	223千株	1.36%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	191千株	1.16%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	175千株	1.06%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	169千株	1.03%

- (注) 1. 当社は自己株式を768,902株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数を基準に算出しております。

## (2) 新株予約権等の状況

その他の新株予約権等の状況

平成27年7月7日開催の取締役会決議に基づき発行した「2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権等の概要

発行日	平成27年7月23日（ロンドン時間）
新株予約権の数	1,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端株は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 当初転換価額は11,368円とする。
新株予約権の行使期間	平成27年8月6日から平成34年7月8日まで （行使請求受付場所の現地時間）
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 平成34年4月1日（同日を含まない）までは、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末尾までの期間において、本新株予約権を行使することができる。
新株予約権付社債の残高	15,000百万円

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 田 逸 郎	ジェイドルフ製薬(株)代表取締役会長 大地化成(株)代表取締役会長
専務取締役	大 澤 孝	研究開発部門及び 渉外統括部担当
常務取締役	白 川 敏 雄	製品戦略部長
取締役	藪 下 啓 二	管理本部長
取締役	西 川 義 明	総務本部長 ジェイドルフ製薬(株)代表取締役社長
取締役	森 野 禎 之	購買本部長
取締役	前 山 茂	研究開発本部長
取締役	今 野 和 彦	生産本部長兼生産管理部長
取締役	沖 本 和 人	製剤技術本部長
取締役	椋 田 隆 司	原薬事業本部長
取締役	内 藤 泰 史	営業本部長兼流通企画部長
取締役	長 村 聡 仁	信頼性保証本部長
取締役	栄 木 憲 和	アンジェスMG(株)社外取締役
常勤監査役	栗 原 一 夫	—
監査役	皆 木 武 久	—
監査役	森 野 實 彦	三橋・森野・岡澤法律事務所代表
監査役	三 村 淳 司	三村公認会計士事務所所長 (株)アジュバンコスメジャパン社外取締役

- (注) 1. 取締役栄木憲和氏は、社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、栄木憲和氏を独立役員として届け出ております。
2. 監査役森野實彦氏及び三村淳司氏は、社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、森野實彦氏及び三村淳司氏を独立役員として届け出ております。
3. 監査役三村淳司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成28年4月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

会社における地位	氏名	担当
取締役	今野和彦	生産本部長
取締役	棕田隆司	原薬事業本部長兼原薬管理部長

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位
播磨武	平成27年6月24日	任期満了	常務取締役
野口豪	平成27年6月24日	任期満了	常務取締役
猪熊俊	平成27年6月24日	任期満了	常務取締役
藤本正義	平成27年6月24日	任期満了	取締役
辻弘	平成27年6月24日	任期満了	社外監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	17名 (1名)	226百万円 (8百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	30百万円 (8百万円)
合計 (うち社外役員)	22名 (4名)	256百万円 (17百万円)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月24日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び社外監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第50期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第50期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。
5. 支給額には、以下のものも含まれております。
  - ・平成28年6月24日開催予定の第60期定時株主総会において付議いたします役員賞与  
取締役 13名 77百万円（うち社外取締役1名 2百万円）  
監査役 4名 9百万円（うち社外監査役2名 1百万円）
  - ・当事業年度に費用処理した役員退職慰労引当金繰入額
6. 上記のほか、平成27年6月24日開催の第59期定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役及び社外監査役に対し、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
  - 退任取締役 4名 32百万円
  - 退任社外監査役 1名 3百万円上記には、過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額34百万円が含まれております。

#### ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・監査役森野實彦氏は、三橋・森野・岡澤法律事務所の代表であります。三橋・森野・岡澤法律事務所は、当社と特別な関係はありません。なお、同事務所の岡澤成彦弁護士と当社とは平成23年4月に法律顧問契約を締結しております。
  - ・監査役三村淳司氏は、三村公認会計士事務所の所長であります。三村公認会計士事務所は、当社と特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役栄木憲和氏は、アンジェスMG(株)の社外取締役であります。アンジェスMG(株)は、当社と特別な関係はありません。
  - ・監査役三村淳司氏は、(株)アジュバンコスメジャパンの社外取締役であります。(株)アジュバンコスメジャパンは、当社と特別な関係はありません。

## ハ. 当事業年度における主な活動状況

## a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 栄木 憲和	10回	100%	－回	－
監査役 森野 實彦	12回	100%	12回	100%
監査役 三村 淳司	10回	100%	10回	100%

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 取締役栄木憲和氏は、平成27年6月24日開催の第59期定時株主総会において取締役に就任いたしましたので、出席回数については、就任後に開催された取締役会（10回）のうちの出席回数を記載しています。
3. 監査役三村淳司氏は、平成27年6月24日開催の第59期定時株主総会において監査役に就任いたしましたので、出席回数については、就任後に開催された取締役会（10回）及び監査役会（10回）のうちの出席回数を記載しています。

## b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役栄木憲和氏は、グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役森野実彦氏は、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役三村淳司氏は、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

## ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときは、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会議案の内容を決定します。

#### ⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

##### イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

##### ロ. 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月  
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)



## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守、財産保全を確保するために統制環境を整え、内部統制システムの整備を行い、企業価値を継続的に高め、全てのステークホルダーの信頼を得ることを主な目的として企業経営を推進します。

### ① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」といいます。）の全ての役員及び従業員が遵守すべき「東和薬品グループ企業行動憲章」を制定し、これに基づき、高い倫理観と社会的良識をもって社会から信頼と支持を得られる正しい企業活動を行います。取締役は取締役会を組織し、原則毎月1回定期開催するほか必要に応じて随時開催するものとし、重要な課題について善良な管理者の注意義務をもって十分な検討を行い、適正かつ迅速な意思決定によって経営にあたります。また、「コンプライアンス基本規程」を制定し、倫理的かつ遵法精神に根ざした企業行動の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、役員及び従業員のコンプライアンス意識向上の施策の実施とコンプライアンス研修などによる正しい知識の修得に努めます。

さらに、当社グループ役員及び従業員による不正行為の早期発見・是正を目的に整備した内部通報制度の適正な運用を図ります。

一方、社長直轄の内部監査室が全部門の内部監査を実施し、その結果については経営トップに直接報告します。改善を要する事項についてはフォロー監査を実施し、その改善状況を確認します。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、当社は情報セキュリティポリシーを制定し、情報資産管理規程、文書管理規程等に従って適切な状態で保存、管理し、取締役が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

当社は、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループの各部門と役員及び従業員全員が、本基本規程に従い、全社的リスク管理を徹底します。当社グループを

取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応することが、当社グループの存続・発展に不可欠であり、リスクの未然防止、又はリスク発生時の利害関係者の利益喪失及び企業経営への影響度の最小化を図ることを基本としております。当社グループのリスクマネジメント体制は、最高責任者の社長の下、リスクマネジメント委員会を設置する体制としております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、「業務執行会議」や「戦略会議」を設置し、経営課題に関する重要案件を審議します。また、中期経営計画を策定し、基本戦略や経営目標を明確にするとともに、年度予算で、売上や利益目標を設定し、目標達成に向けた経営を実践します。一方、業務執行面では、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を定め、権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化、迅速化を図ります。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、グループ全体としての業務の適正を確保するための体制を整えます。グループ企業については社長室が経営管理を担当し、グループ企業から経営状況の報告を受けるとともに、十分な情報交換、意見調整を行い、各企業の経営意思を尊重しつつ、グループ全体としての経営効率の向上を図ります。また、当社グループの全ての役員及び従業員が利用できる内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する基本ルールをグループ内共通のものとするとともに、必要な施策、研修等をグループ全体で横断的に実施・運用することにより、コンプライアンス経営の徹底を図ります。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務遂行のために補助者を必要とする場合は、その求めに応じて速やかに補助すべき専任スタッフを置きます。また、当該専任スタッフは、他部署の従業員を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないものとするとともに、その人事異動・評価等について監査役の事前の同意を得るものとします。

取締役は、原則月1回開催する取締役会での業務報告により監査役への報告を行うことを基本とします。また、当社グループの役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、必要に応じ、あるいは監査役からの要求に従って、随時報告するものとします。監査役は、必要に応じ何時でも資料の提出を求めることができます。内部通報制度を主管するコンプライアンス委員会

は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告するものとします。

当社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

監査役は、監査業務を効率的に遂行するために必要な場合、内部監査室と協同して業務を行い、また、内部監査室は、定期的に内部監査の実施状況を監査役に報告するものとします。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会の主導のもと、グループ各社の役員及び従業員に対して教育研修や啓発活動を実施するとともに、コンプライアンス強化月間の活動を通じ、コンプライアンス意識の向上を図っております。さらに、定期的にグループ各社の役員及び従業員にアンケートを行い、東和薬品グループのコンプライアンス意識のモニタリングを実施し、その結果を強化活動に反映しております。

また、内部通報制度は当社グループ内で共通のヘルプラインとして運用されており、グループ各社から寄せられた通報に対し、コンプライアンス委員会が通報者の保護を図りつつ適切に対処しており、内部監査室によるモニタリングとあわせて、問題の早期発見と是正に寄与しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報資産管理規程、文書管理規程に基づき、適切に情報の保存及び管理を行うと共に、必要に応じて、取締役が当該情報を閲覧できるようにしております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制  
危機管理に関する基本的事項を定めた「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を開催し、経営に重大な影響を及ぼす危機の未然防止、及び万一発生した場合の被害の極小化について対応策を検討しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当事業年度における主な会議の開催状況は以下のとおりです。  
取締役会は12回開催され、取締役会規程に則って、十分な検討の上、経営上の重要事項に関する適正かつ迅速な意思決定を行っています。また、「業務執行会議」、「戦略会議」も開催し、経営課題に関する重要案件を審議しました。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制  
関係会社管理担当部門は社長室であり、「関係会社管理規程」において、協議承認事項及び報告事項を定め、綿密な連携のもとにグループ全体としての業務の適正を図っております。また、関係会社に対する監査は内部監査室が行っております。
- ⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役の監査が実効的に行われるため、社外監査役を含む監査役は、毎月1回、監査役会を開催し、監査方針に則って、監査に関する重要事項の報告、協議、決議を行います。また、取締役会への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。さらに、適時、会計監査人、内部監査室、コンプライアンス委員会と情報共有を図っております。
- (7) 会社の支配に関する基本方針  
該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	95,132	流 動 負 債	31,262
現 金 及 び 預 金	20,526	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,954
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	19,818	電 子 記 録 債 務	7,182
電 子 記 録 債 権	5,984	短 期 借 入 金	1,740
有 価 証 券	5,000	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,033
商 品 及 び 製 品	21,039	未 払 金	5,379
仕 掛 品	4,306	未 払 法 人 税 等	258
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	11,745	役 員 賞 与 引 当 金	87
繰 延 税 金 資 産	1,078	そ の 他	7,626
そ の 他	5,908	固 定 負 債	54,984
貸 倒 引 当 金	△275	新 株 予 約 権 付 社 債	15,067
固 定 資 産	61,719	長 期 借 入 金	38,435
有 形 固 定 資 産	58,770	退 職 給 付 に 係 る 負 債	221
建 物 及 び 構 築 物	24,170	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	151
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	14,618	繰 延 税 金 負 債	96
土 地	10,025	そ の 他	1,012
建 設 仮 勘 定	8,146	負 債 合 計	86,246
そ の 他	1,809	( 純 資 産 の 部 )	
無 形 固 定 資 産	1,127	株 主 資 本	70,769
投 資 そ の 他 の 資 産	1,821	資 本 金	4,717
投 資 有 価 証 券	564	資 本 剰 余 金	7,870
退 職 給 付 に 係 る 資 産	44	利 益 剰 余 金	63,821
そ の 他	1,220	自 己 株 式	△5,639
貸 倒 引 当 金	△7	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△164
資 産 合 計	156,851	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	95
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△260
		純 資 産 合 計	70,605
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	156,851

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		82,115
売上原価		40,261
売上総利益		41,854
販売費及び一般管理費		30,719
営業利益		11,134
営業外収益		
受取利息及び配当金	107	
為替差益	714	
補助金収入	538	
雑収入	626	1,987
営業外費用		
支払利息	163	
デリバティブ評価損失	2,280	
開発中止に伴う損失	381	
雑損	139	2,965
経常利益		10,157
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産処分損	238	
その他	16	254
税金等調整前当期純利益		9,903
法人税、住民税及び事業税	2,247	
法人税等調整額	△28	2,219
当期純利益		7,684
親会社株主に帰属する当期純利益		7,684

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
平成27年4月1日期首残高	4,717	7,870	57,893	△639	69,841
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,756		△1,756
親会社株主に帰属する当期純利益			7,684		7,684
自己株式の取得				△4,999	△4,999
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	5,928	△4,999	928
平成28年3月31日期末残高	4,717	7,870	63,821	△5,639	70,769

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他包括利益 累計額合計	
平成27年4月1日期首残高	251	△44	206	70,048
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,756
親会社株主に帰属する当期純利益				7,684
自己株式の取得				△4,999
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△155	△215	△371	△371
連結会計年度中の変動額合計	△155	△215	△371	556
平成28年3月31日期末残高	95	△260	△164	70,605

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 ジェイドルフ製薬株式会社  
大地化成株式会社

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性がある複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を営業外損益に計上しております。

##### ・ 時価のないもの

##### ロ. デリバティブ

移動平均法による原価法

時価法

##### ハ. たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)



## ② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械及び装置 2～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア
- ・ その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

定額法

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

## ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ロ. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。数理計算上の差異は、発生日年度の翌連結会計年度に一括処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## ハ. 重要なヘッジ会計の方法

### (i) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

### (ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の支払金利

### (iii) ヘッジ方針

内部規定で定めるリスク管理方法に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

### (iv) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「雑収入」に含めて表示しております。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

39,315百万円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	17,172,000株	－株	－株	17,172,000株

## (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	176,852株	592,050株	－株	768,902株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加592,050株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得592,000株及び単元未満株式の取得50株によるものであります。

## (3) 剰余金の配当に関する事項

## ① 配当金支払額等

イ. 平成27年6月24日開催の第59期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 977百万円
- ・ 1株当たり配当金額 57円50銭
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月25日

ロ. 平成27年11月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 779百万円
- ・ 1株当たり配当金額 47円50銭
- ・ 基準日 平成27年9月30日
- ・ 効力発生日 平成27年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの平成28年6月24日開催予定の第60期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ・ 株式の種類 普通株式
- ・ 配当金の総額 779百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当金額 47円50銭
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月27日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に医療用医薬品の製造販売事業を行うための設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入や社債発行等により調達しております。一時的な余資は、短期的な銀行預金ないし安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は、海外からの原材料購入などのために利用しており、投機的な取引は行わないこととしております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(*2)	時 価 (*2)	差 額
(1) 現金及び預金	20,526百万円	20,526百万円	－百万円
(2) 受取手形及び売掛金	19,818		
(3) 電子記録債権	5,984		
貸倒引当金(*1)	△271		
	25,531	25,531	－
(4) 有価証券及び投資有価証券	5,564	5,564	－
(5) 新株予約権付社債	(15,067)	(14,610)	△457
(6) 支払手形及び買掛金	(6,954)	(6,954)	－
(7) 電子記録債務	(7,182)	(7,182)	－
(8) 長期借入金	(40,468)	(40,952)	483
(9) デリバティブ	2,343	2,343	－

(\*1) 受取手形、売掛金、電子記録債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 有価証券及び投資有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。株式及び債券は決算日の市場価格等に基づく時価によっております。

- (5) 新株予約権付社債  
金融機関から提示された市場価格等に基づく時価によっております。
- (6) 支払手形及び買掛金、(7)電子記録債務  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(9)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、「(8)長期借入金」には1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (9) デリバティブ  
契約を約定した金融機関から提示された基準価格によっております。  
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額         | 4,304円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益        | 462円57銭   |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 436円29銭   |

#### 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	90,464	流動負債	28,491
現金及び預金	18,109	支払手形	995
受取手形	5,140	電子記録債権	7,182
電子記録債権	5,984	買掛金	5,629
売掛金	13,671	1年内返済予定の長期借入金	1,804
有価証券	5,000	未払入金	5,158
商品及び製品	20,314	未払費用	577
仕掛品	4,004	未払法人税等	251
材料及び貯蔵品	11,706	役員賞与引当金	87
前払費用	1,142	その他	6,805
繰延税金資産	1,023	固定負債	51,473
その他	4,640	新株予約権付社債	15,067
貸倒引当金	△275	長期借入金	35,054
固定資産	60,331	役員退職慰労引当金	130
有形固定資産	49,673	資産除去債務	118
建築物	18,941	繰延税金負債	242
構築物	580	その他	859
機械及び装置	11,780	負債合計	79,964
車両運搬具	57	(純資産の部)	
工具器具備品	1,622	株主資本	70,735
土地	9,269	資本剰余金	4,717
建設仮勘定	7,420	資本準備金	7,870
無形固定資産	1,165	利益剰余金	63,786
ソフトウェア	583	利益準備金	399
その他	582	その他利益剰余金	63,387
投資その他の資産	9,491	特別償却準備金	657
投資有価証券	564	土地圧縮積立金	126
関係会社株	185	別途積立金	53,485
関係会社長期貸付金	7,461	繰越利益剰余金	9,118
前払年金費用	155	自己株式	△5,639
その他	1,134	評価・換算差額等	95
貸倒引当金	△8	その他有価証券評価差額金	95
資産合計	150,795	純資産合計	70,831
		負債・純資産合計	150,795

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		80,090
売上原価		37,593
売上総利益		42,497
販売費及び一般管理費		30,470
営業利益		12,026
営業外収益		
受取利息及び配当金	155	
為替差益	714	
雑収入	726	1,596
営業外費用		
支払利息	144	
デリバティブ評価損失	2,280	
開発中止に伴う損失	381	
雑損	130	2,936
経常利益		10,687
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産処分損	235	235
税引前当期純利益		10,452
法人税、住民税及び事業税	2,241	
法人税等調整額	△45	2,195
当期純利益		8,257

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				特別償却 準備金	土地圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
平成27年4月1日 首残高	4,717	7,870	399	847	117	44,485	11,436	57,285
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の取崩				△189			189	－
土地圧縮積立金の積立					9		△9	－
別途積立金の積立						9,000	△9,000	－
剰余金の配当							△1,756	△1,756
当期純利益							8,257	8,257
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△189	9	9,000	△2,317	6,501
平成28年3月31日 期末残高	4,717	7,870	399	657	126	53,485	9,118	63,786

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	其他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日 首残高	△639	69,234	251	251	69,485
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩		－			－
土地圧縮積立金の積立		－			－
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△1,756			△1,756
当期純利益		8,257			8,257
自己株式の取得	△4,999	△4,999			△4,999
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			△155	△155	△155
事業年度中の変動額合計	△4,999	1,501	△155	△155	1,345
平成28年3月31日 期末残高	△5,639	70,735	95	95	70,831

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性がある複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を営業外損益に計上しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ③ デリバティブ

時価法

##### ④ たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械及び装置 2～17年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

・その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

定額法

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮した回収不能見込額を計上しております。

##### ② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生年度の翌事業年度に一括処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- ② 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
- 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段・・・金利スワップ取引
- ヘッジ対象・・・借入金の支払金利
- ハ. ヘッジ方針
- 内部規定で定めるリスク管理方法に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法
- 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において独立掲記しておりました「無形固定資産」の「商標権」は、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「投資その他資産」の「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」及び「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「固定負債」の「長期預り保証金」は、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」として表示しております。

(損益計算書関係)

前事業年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入」、「補助金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑収入」に含めて表示しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

ジェイドルフ製薬株式会社 3,700百万円

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 35,344百万円

#### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

- |                  |          |
|------------------|----------|
| ① 関係会社に対する短期金銭債権 | 494百万円   |
| ② 関係会社に対する長期金銭債権 | 7,461百万円 |
| ③ 関係会社に対する短期金銭債務 | 191百万円   |

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- |              |        |
|--------------|--------|
| ① 売上高        | 95百万円  |
| ② 仕入高        | 820百万円 |
| ③ その他の営業取引高  | 561百万円 |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 48百万円  |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 当 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	176,852株	592,050株	－株	768,902株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加592,050株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得592,000株及び単元未満株式の取得50株によるものであります。

## 7. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:百万円)

(繰延税金資産)	未払賞与	716
	減損損失	401
	関係会社株式評価損	108
	貸倒引当金	87
	未払事業税	76
	役員退職慰労引当金	40
	たな卸資産評価損	4
	その他	394
	繰延税金資産小計	1,829
	評価性引当額	△576
	繰延税金資産合計	1,253
(繰延税金負債)	特別償却準備金	△292
	土地圧縮積立金	△55
	前払年金費用	△47
	その他有価証券評価差額金	△42
	その他	△34
	繰延税金負債合計	△472
	繰延税金資産純額	780

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

## (1) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容及 又は職業	議決権等 の(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ジェイドルフ製薬(株)	40	医薬品の製造販売	100.0	役員兼任	売上高保証 仕入債務	95 393 3,700	売掛金 掛金 -	87 50
子会社	大地化成(株)	50	医薬品・中間体の 開発及び製造販売	100.0	役員兼任	金の付の取 貸利息の発 受研究開発 の委託薬 原購の入	400 47 425 426	関係会社 貸付金 - 買掛金	7,861  140

## (2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	資本金又は出資金 (百万円)	住所	議決権等 の(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	吉田 嗣朗	-	-	-	当社役員 の近親者	家賃等の 支払い	12	差入保証金	10

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針  
取引条件につきましては、当社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,318円15銭
- (2) 1株当たり当期純利益 497円06銭
- (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 468円84銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

東和薬品株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 押谷 崇雄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東和薬品株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東和薬品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

東和薬品株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 林 由佳 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 押谷 崇雄 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和薬品株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期事業年度の取締役の業務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、金融商品取引法上の財務報告に係わる内部統制について、取締役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。



③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

東和薬品株式会社	監査役会				
常勤監査役	栗原	一夫			Ⓜ
監査役	皆木	武久			Ⓜ
社外監査役	森野	實彦			Ⓜ
社外監査役	三村	淳司			Ⓜ

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営基盤の強化を図りつつ、業績に応じた配当を行うことを基本方針とし、株主の皆様への安定的な配当を維持していくことを重要な課題と認識しております。

この方針に基づき、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案し、慎重に検討いたしました結果、当期の剰余金処分につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金47円50銭 配当総額779,147,155円

なお、中間配当金として1株につき47円50銭をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき95円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### ① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 7,500,000,000円

##### ② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 7,500,000,000円

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、平成24年6月27日開催の第56期定時株主総会において選任いただきました補欠監査役岡澤成彦氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
おかざわ しげひこ 岡澤成彦 (昭和35年1月7日)	平成10年4月 弁護士登録 平成12年11月 森野・岡澤法律事務所(現三橋・森野・岡澤法律事務所)入所(現任) 平成20年4月 大阪弁護士会情報センター運営委員会副委員長(現任) 平成28年4月 大阪弁護士会弁護士倫理委員会副委員長(現任)	—

- (注) 1. 当社は岡澤成彦氏との間に法律顧問契約を締結しております。  
 2. 岡澤成彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 岡澤成彦氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた法律知識を当社の監査体制に活かしていただくことを期待したためであります。同氏は過去に企業経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により適切にその職務を遂行していただけるものと判断しております。  
 4. 補欠の社外監査役との責任限定契約について  
 岡澤成彦氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

### 第3号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役13名（うち社外取締役1名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）に対し、当事業年度の業績並びに過去の役員賞与支給額等を勘案して、役員賞与として総額87百万円（取締役分77百万円（うち社外取締役分2百万円）、監査役分9百万円（うち社外監査役分1百万円））を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上



メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.



## 株主総会会場ご案内図

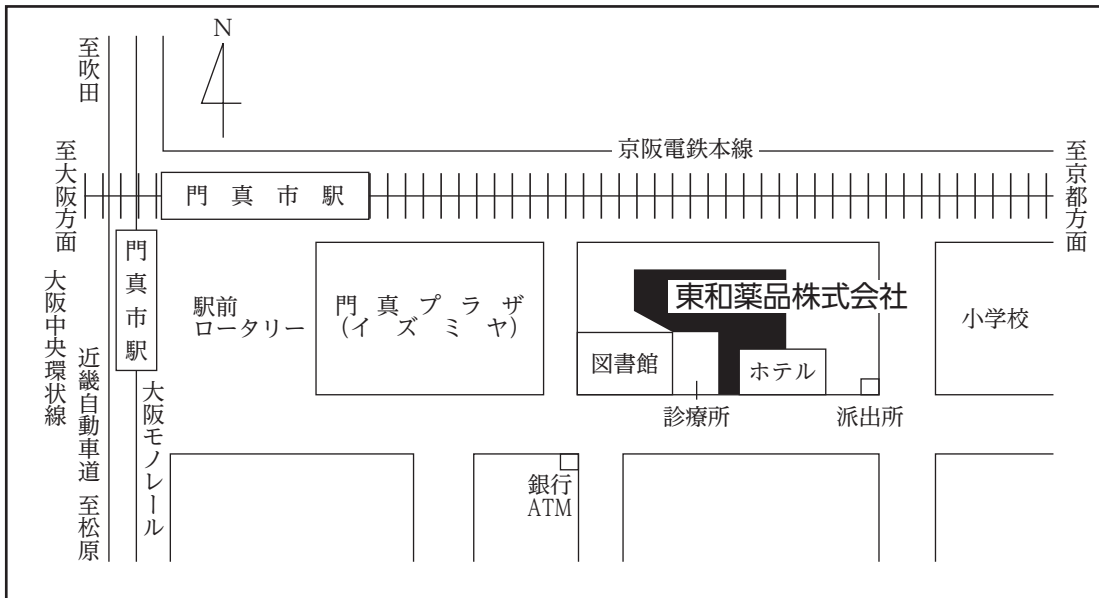
会 場 大阪府門真市新橋町2番11号

当社本店 2階会議室

電 話 (06) 6900-9100

最 寄 駅 京阪電鉄 門真市駅 大阪モノレール 門真市駅

[会場付近略図]



### 最寄の交通機関

○徒歩

京阪電鉄 大阪モノレール 各門真市駅から2～3分

—— お願い ——

駐車場がございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。